

山形県立遊佐高等学校 運動部活動方針

2019年3月19日策定

1 運動部活動基本方針

- (1) 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むものとする。

2 運動部活動の休養日及び活動時間について

- (1) 休養日（週当たり）
平日1日以上、週休日等1日以上
- (2) 活動時間
平日2時間程度、週休日等3時間程度
※上記の活動時間については、大会、練習試合、合宿・遠征等は除くものとする。
- (3) 長期休業中の休養日
ある程度長期の休養期間を設け、年間活動計画に示す。
- (4) その他
 - ①定期試験1週間前は部活動休止とする。
 - ②上記の基準を原則とするが、各部の目標とする大会前の特別強化期間や強化指定部は、少なくとも週1回の休養日を設けた上で、設定できない休養日を他の週に振替え、各部の年間活動計画に示す。

3 強化指定部について

強化指定部は、次の条件を目安に部活動運営委員会で審議し、年度始めに校長が指定する。

- (1) 前年度の各種大会において、県ベスト8に入った部及び県ベスト8に入った選手の所属する部。
- (2) その他、校長が特別に指定する部。

4 大会参加、県外遠征等について

- (1) 大会参加、県外遠征、合宿等については、本校生徒派遣費等の基準に準じる。
- (2) 顧問は、参加1週間前までに「対外運動競技参加計画書」を提出する。

5 年間活動計画及び活動実績について

- (1) 顧問は、年度始めに年間活動計画を作成し、部活動運営委員会に提出するとともに、保護者等に配布する。また、年度末までに年間活動実績を作成し、部活動運営委員会に提出する。
- (2) 活動状況等については、保護者等と情報を共有し、理解と協力を得るよう努める。

※上記以外の事項については、山形県教育委員会の方針に則って実施する。また、本方針は2019年4月1日より実施する。